

研究ノート 国際関係論と世界市民教育 —カントのコスモポリタニズムをめぐる議論から—

International Relations and Cosmopolitan Education :
Arguments over Kantian Cosmopolitanism

田中宏明・辻 利則・川瀬隆千・竹野 茂

なぜ国際関係論を教育するかという問いに対してカントのコスモポリタニズムから回答できる。なぜならば、カントのみが戦争と平和、コスモポリタン秩序、そして世界市民教育ということを国際関係論において教育する理由をトータルに考える糸口を提供するからである。最初に、国際関係論におけるカント的伝統を否定的に規定している英国学派と、カントの平和論を肯定的に捉えそれに依拠するリベラリズムの代表的研究としてデモクラティック・ピース論を取り上げる。次に、カントのコスモポリタニズムについての理解を深めるために、国際関係論の議論の枠組みを越えて寺田俊郎らの哲学者の議論を踏まえ、カントのコスモポリタニズムについて考察する。ユルゲン・ハーバーマスによると、カントの平和連合の構想にいかなる問題があるか、そして現代のグローバルな情勢を踏まえて、カントのコスモポリタン秩序はいかに改めるべきかが明らかになる。さらに、カントのコスモポリタニズムの観点から、英国学派とデモクラティック・ピース論におけるカントのコスモポリタニズムの捉え方を批判する。最後に、世界市民教育とはどのようなものなのかをマーサ・ヌスバウムに依拠して考え、世界市民教育の立場から、国際理解教育とグローバル教育を批判的に検討する。

キーワード：国際関係論、コスモポリタニズム、カント、英国学派、デモクラティック・ピース、寺田俊郎、ハーバーマス、ヌスバウム、世界市民教育、国際理解教育、グローバル教育

目次

- I はじめに
- II 国際関係論におけるカント—英国学派とデモクラティック・ピース論—
- III カントのコスモポリタニズムをめぐる議論—ハーバーマスを中心に—
- IV コスモポリタニズムによる英国学派とデモクラティック・ピース論批判
- V 世界市民教育・国際理解教育・グローバル教育

VI おわりに

I はじめに

国際関係論の教育に関する内容と教授法が検討の対象にされることはあっても、国際関係論をなぜ教えるのかという根本的な問題が問われることはあまりない。なぜならばその第一の重要な理由を国際関係論誕生の契機が説明するからである。E. H. カーが指摘しているように、第一次世界大戦の悲惨さが国際政治をもっぱら外交官の手に委ねておいてよいという漠然として考えを消散させ、国際政治を民衆のものにしようという要求が新しい学問としての国際関係論を誕生させた¹⁾。それ以来、高等教育機関などにおいて戦争と平和に関する問題を国際関係論の体系の中で教えることは自明なこととなっている。

第二に、今日的な意味で国際関係論を教える理由をマーク・ニューフェルドは「アリストテレスのプロジェクト」の観点から説明する。彼によれば、「アリストテレスのプロジェクト」とは、市民がポリスにおいて「善いそして正しい生活」を送る基礎となる公共意識を探究し涵養することである。核兵器、生態系の危機、世界全体にわたる人権の体系的な侵害、そして相互依存化する世界経済における貧富の不均等などの現在の人類が直面する問題が、地球規模での「アリストテレスのプロジェクト」を概念化する学問を必要とする。すなわち、ポリスと全体としての地球とが同一であることを意味する「グローバル・ポリス」が強く必要とされる²⁾。国家の枠組みを超えてグローバルな視点で概念化する学問としての国際関係論が求められる。人類の抱える問題がグローバル化しグローバリゼーションそのものが問題になる時代だからこそ国際関係論を教える理由となる。そして第三に、「グローバル・ポリス」の市民が地球市民であるならば、国際関係論は地球市民の育成に関わることになるだろう。それも国際関係論を教える理由となるだろう。

戦争と平和に関する問題が、その重大性ゆえに国際関係論を教育する理由となることに異論はないだろう。ただし、第一次世界大戦のような国家間戦争だけではなく、地域紛争、民族紛争、エスニック紛争、そしてテロリズムなどが戦争と平和の問題となり、それらが国際関係論の教育事項となっている。しかし、「グローバル・ポリス」を概念化する学問としての国際関係論に対しては異論があろう。たとえば、伝統的なリアリズムからは、国際関係論は、国家間関係の問題にその教育を限定すべきであるとの主張がなされるであろう。それゆえに、リアリズムは、国際政治の専門知識をもった外交官を養成することや高等教育機関で学生に国際政治学を教育すべきであると考え、初等中等教育も視野に入れた地球市民の養成などはその眼中にない。

本稿では、コスモポリタニズム（世界市民主義）、特にカントのコスモポリタニズムの視座からコスモポリタン秩序構築の可能性を検討し、そしてコスモポリタン教育（世界市民教育）の必要性を論証したい。なぜカントのコスモポリタニズムかといえば、その理由は、現代においてカ

ントの再解釈がなされる必要があるとしても、K. J. ホルスティが指摘するように、「重要な古典的思想家の中で、カントのみが戦争の問題に対する究極的な解決策としてコスモポリタン・グローバル秩序について明確に述べた³⁾」からである。カントのみが、戦争と平和、コスモポリタン秩序、そして世界市民教育ということを国際関係論において教育する理由をトータルに考える糸口を与えてくれる。

コスモポリタニズム、そしてカントのコスモポリタニズムは、そもそも古代古典的な世界市民概念の伝統を受け継ぐものであり、グローバリゼーションや現代の諸条件の変化によって再検討を迫られるとしても、それを理由に世界市民概念を地球市民概念に転換することにはならない⁴⁾。マーサ・ヌスバウムが主張するように、世界市民概念は「人間性の涵養」⁵⁾に関わるものであり、グローバリゼーションの影響如何にかかわらず、世界市民教育をする理由がある。しかしながら、国際関係論におけるカントのコスモポリタニズムの捉え方に問題がある。

そこで、第一に、カントをめぐる議論において国際関係論の主要な研究として英国学派とデモクラティック・ピース論を取り上げ、そこでカントのコスモポリタニズムがいかに関係しているかを考察する。第二に、国際関係論の枠組みを越えて、カントのコスモポリタニズムについての理解を深め、さらにカントのコスモポリタニズムを批判的に検討しながら、いかに現代において適合できるかをユルゲン・ハーバーマスに依拠して考えたい。その観点から国際関係論を再考し、英国学派とデモクラティック・ピース論におけるカントのコスモポリタニズムの捉え方を批判する。第三に、世界市民教育とは何かを明らかにし、そして世界市民教育の立場から、国際理解教育やグローバル教育を批判的に検討する。最後に、コスモポリタニズムに基づく国際関係論と世界市民教育の関連性を考える場合の課題と可能性を指摘することにしたい。

II 国際関係論におけるカント—英国学派とデモクラティック・ピース論—

国際関係論における二大学派を反映してカントの捉え方にも同様にリアリズムとリベラリズムによるものがあるが、アンドリュー・ハーレルは、カントをリアリズムの「国家主権主義者」ではなく、また英国学派が規定する「コスモポリタン」でもなく、英国学派のグロティウスの伝統に近い存在として位置づける⁶⁾。ここでは、国際関係論における「カント的伝統」を否定的に規定している英国学派と、近年カントの平和論を肯定的に捉えそれに依拠しながら膨大な研究成果を生み出しているリベラリズムの代表的研究としてデモクラティック・ピース論を取り上げる。そしてカントのコスモポリタニズムにそれぞれいかに評価がなされているかを検証する⁷⁾。

1 英国学派

英国学派の代表的な研究者であるマーチン・ワイトとヘドリー・ブルは、国際関係理論における三つの伝統を規定した。第一がリアリストまたはマキャベリのホッブズの伝統、第二は合理主義

者またはグロティウスの伝統、そして第三が革命論者またはカント的伝統である⁸⁾。リチャード・リトルは、三つの伝統を、それぞれ国際システム、国際社会、そして世界社会と対応させ⁹⁾、それに従って、バリー・ブザンは、以下のような要約を英国学派理論の「月並みの理解」として提示する。

1. 国際システムとは、国家間の権力闘争に関するものであり、そして国際的アナキーの構造と過程を国際関係理論の中心に置く。この立場は、おおざっぱに言えば、リアリズムとネオリアリズムと同様なものであり、したがって十分に発展され明確に理解されている。それは、たとえば諸国家がいかにシステムを成すかについてのチャールズ・ティリーの定義にも見出せる。彼によれば、諸国家は、「それらが定期的に互いに影響し合う程度に応じて、そしてその相互作用がそれぞれの国家の行動に影響を与える度合いに応じて」、システムを形成する。それは、国家の存在論に基づくものであり、そして実証主義的認識論、唯物論と合理主義の方法論、そして構造理論を用いて一般にアプローチされる。
2. 国際社会とは、諸国家間で共有された利益とアイデンティティの制度化に関するものであり、そして共有された規範、ルール、そして制度の創造と維持を国際関係理論の中心に置く。この立場は、レジーム理論とほぼ類似のものであるが、単なる道具的なかかわり合いよりむしろ構成的なものなので、いっそうの深みがある。英国学派の思考において主要な焦点が国際社会に当てられてきており、そしてその概念は十二分に発展させられ相対的に明瞭である。国際システムとともに、それはまた国家の存在論に基づくものであるが、構成主義的な認識論と歴史的な方法をもって一般にアプローチする。
3. 世界社会は、個人、非政府組織、そして究極的には全体としての世界人口をグローバルな社会的アイデンティティと取り決めの焦点として取り上げ、そして国際システムの超越を国際関係理論の中心に置く。革命主義とは、ほとんど普遍主義的なコスモポリタニズムに関するものである。それは、共産主義を含むこともできるが、オール・ウェーバーが言及しているように、今日では、たいていリベラリズムを意味するものと見なされている。この立場は、トランスナショナリズムとほとんど同様なものであるが、規範的政治理論とより根本的な結びつきを伴う。それは、国家の存在論に基づくものではないが、トランスナショナルな要素を考慮に入れると、諸個人の一人にもっぱら基づきものでもない。批判理論は、世界社会の立場へのアプローチのすべてではないが、いくつかを規定し、そしてワイト的な流儀では、世界社会の立場は、国際システムの非国家的な側面を捉えることに関するものであるよりも、むしろ全体としての国際システムがもつ歴史的に作用しているそれに代わるイメージに関するものである¹⁰⁾。

ブザンは、英国学派では、国際システム、国際社会、そして世界社会という三つ要素があり、そしてこれらが継続的に共存し互いに影響を及ぼすために生じる理論的多元主義があることをそ

の際立った特徴として挙げる¹¹⁾。英国学派には、ホッブズ、グロティウス、そしてカントという三つの伝統が併存するという点でもある。

しかしながら、英国学派に理論的多元主義があるとしても、英国学派はグロティウスの伝統を受け継ぎ国際社会を擁護するものである。ブルによれば、グロティウスの伝統とは、国際政治を主権国家から成る社会という観点から描き出す。グロティウスの伝統はホッブズの伝統に次のように反論する。すなわち、国家は、たんに、闘技場の剣闘士よろしく、たんなる闘いに従事しているのではなく、その相互間の衝突において、共通の規則と共通の制度によって制限されている。他方で、カント的観点に反対して、グロティウスの伝統は、主権者あるいは国家が国際政治における主要な現実であるということ、あるいは、国際政治の直接的な構成員は個々の人間というよりもむしろ国家であるというホッブズ的前提を受け入れる¹²⁾。

英国学派はグロティウスの観点から、カントに代表されるコスモポリタニズム的な立場を批判的否定的に捉えている。それについてワイトの議論を検討する。ワイトによれば、革命論者またはカント的な立場は、国際関係において道徳的連帯の要素を強調するものである。国際社会とは人類にはかならず、それは主権国家からなる国際社会の古めかしフィクションによって妨げられ邪魔をされている。さらに、この立場は、二つの主要な前提によって特徴づけられる。その第一が、国際生活の既成の取り決めは妥当せず正統ではないということであり、そして第二に、それは出来事自体の慣例に従って速やかに修正され廃止されるだろうということである。第一の前提は、罪と苦しみは根絶すべきだという衝動を表わし、ワイトは、「自然状態は廃止されるまですべての国際的権利は・・・純粋に暫定的である」というカントの主張によって代表させる。第二の前提は、神義論の願望を表わし、近代的には、人間問題の直線的発展における進歩と歴史の不可避性という信念となって表明される。それは今日ではたいてい「歴史主義」と呼ばれるものである¹³⁾。

ワイトは、この歴史主義には望ましい国際的变化を促進する二つの「歴史的エージェンシー」があると指摘し、それを記述する第一の人物としてカントを挙げる。彼によれば、二つの「歴史的エージェンシー」とは、第一に、カントが「商業精神」と呼ぶものである。それは「戦争とは両立できず、遅かれ早かれ、すべての民衆を支配する」ものである。これは世界の経済的統一と産業化による人類の増大する物質的な相互依存と翻訳され、コブデンの自由貿易主義として表明されている。第二は、カントが「啓蒙の精神」と呼ぶものである。「啓蒙は・・・人類がひとたびその利益を理解すればその支配者の利己的で拡張的な傾向からたえず引き離さなければならない。」これは、教育、文化交流、そして知的標準化による人類の増大する道徳的相互依存と翻訳できる。それは、ある人から見れば、国連の原理に活気を与える世界世論の形成として表明される¹⁴⁾。

ワイトによれば、これらの二つの前提からすると、国際社会とは何かの問題になるのではなく、国際社会をいかに変えるかが問題なる。それは、次のことによってなされる。すなわち、「その本質を現すことによって、潜在的なものを顕在化することによって、悪を除去しそれを有徳なも

のにすることによって、美德の規則正しさ、画一性そして同質性を生み出すために状態と形式の不適切な歴史的混乱を取り除くことによって」なされる。そしてどのような種類の画一性であるかについて二つの解答があり、その二つともにカントの『永遠平和』に見出せる。第一の解答は、正統性を与え不調和を除去する適合性のパターンに、国際社会の構成員であるすべての既存の国家を同化させることである。『永遠平和』の第一確定条項で、各国の憲法は共和的であるべきだとある。第二の解答として、より根本的な変化とより過激な画一化がコスモポリスに向かわせる。ダンテがこの見解の極端な唱道者であるが、『永遠平和』の第二確定条項にあるように、「諸国家の連邦的連合」が次善の策となるのであり、カントは多様な民族からなる継続的に増大する国家に人間的進歩を見出している¹⁵⁾。

歴史的にも、スペインのフェリペ2世からフランス革命、ヒトラーそしてスターリンに至るまで、国際システムを普遍的な衛星国際システムに変えることで国際システムに画一化を課そうとする目論見があり、そしてそれが衛星国際システムを普遍国家に吸収する予備段階として鼓舞してきた。「教条主義的な帝国主義の継続的な波」が国際史を特徴づけてきたのである¹⁶⁾。国際社会を擁護するワイトにとって、革命論者またはカント的な立場は国際社会を破壊する革命主義的な帝国主義にほかならない。

要するに、ワイトによれば、革命論者の国際理論とは、多様で異質な国際社会を「最大国家」に同化させ破壊しようとするものである。「最大国家」とは「個々の国家が市民であり、そして市民に権威を行使しうる偉大な国家あるいは超国家」である。この同化は、教条主義的画一性、教条主義的帝国主義、そしてコスモポリタニズムによってもたらさる。コスモポリタニズムにおいて、コスモポリスは、世界都市と同じであり、それは「最大国家」と同じである。国際関係を全面的に解体するコスモポリタニズムは、「革命論者の理論の中で最も革命的」理論なのである。カントは、「最大国家」を暴力によって生み出そうとする「強硬な革命論者」ではなく、切望と話し合いによってその達成を目論む「柔軟な革命論者」なのである¹⁷⁾。

2 デモクラティック・ピース論

カントの平和論に依拠しそしてそれを積極的に評価した研究に、マイケル・ドイルとブルース・ラセットらによるデモクラティック・ピース論またはリベラル・ピース論がある。それらの実証的研究によれば、民主主義国どうしでは戦争はほとんどしない。ラセットは、「1815年以降、民主国家の間の戦争を明白に指摘することは一つもできない」¹⁸⁾と言明する。この経験的事実を説明する根拠となるのがカントの平和論である。ドイルによれば、カントの理論とは、永遠平和のための三つの確定条項がひとたび満たされるならば、国家間の平和の安定的な期待が達成されるということである。それらがいっしょになってリベラルな共和国を構成する。ドイルはカントの永遠平和のための三つの確定条項を次のように言い換える。

1. *代議制共和政体の政府*。それは、選挙された立法府、三権分立、そして法の支配を含む。カントはそれらの制度的特徴がいっしょになって警戒心をもたらすと主張した。なぜならば、政府はその市民に責任があるからである。これは平和を保証しない。政府はたぶん人気のある戦争をするはずである。
2. *差別なく人権を原則として尊重すること*。これは仲間のリベラルな共和国の権利を尊重するコミットメントを生み出すはずである。(なぜならば、リベラルな共和国は、われわれの尊重に値する個人としての権利をもつ自由な市民を代表するからである。)そして非共和国に対して疑いを生む。(なぜならば、もしその政府がその自国の市民を信じることができなければ、何がその政府を信じるようにわれわれを仕向けるべきなのか。)
3. *社会経済的相互依存*。貿易と社会的相互作用は一般的に紛争と協力が交じり合ったものを生む。リベラリズムは協力のための特別な物質的誘因を生み出す。仲間のリベラルの間では、相互依存は安全保障に動機づけられた制約に従属せず、そして相互依存は結果としていっそう多様化する傾向がある。それゆえ、リベラルの間の相互依存が、単一の問題点に左右させられることは少なく、そして単一の紛争に従属させられることも少ない¹⁹⁾。

ドイルが述べているように、「カントは、世界政治と世界経済の自然の進化がリベラルな共和制国家の平和連合の拡大によって平和に向けて避けがたく駆りたてるだろうと主張した。1795年にはこれは驚くべき予測であった。」ほぼ200年後でも、カントはずっと正しかったのであり、リベラルな国家の平和連合は漸進的に拡大してきている²⁰⁾。しかしながら、ドイルによれば、デモクラティック・ピース論はカントによる「世界政治における二つの規則性の一貫した説明」のひとつにすぎない。三つの確定条項は、リベラルな国家の互いの関係において平和的な傾向があることだけではなく、リベラルな国家と非リベラルな国家との関係においては戦争に向かう傾向があることを説明するものでもある²¹⁾。リベラルな国家と非リベラルな国家の間でなぜ戦争に向かう傾向があるかをドイルは、第二確定条項、第三確定条項、そして第一確定条項という順で次のように説明する。

第一に、非リベラルな国がその自国民に対して永続的な攻撃状態にあるというリベラルな国の認知は、疑いの雰囲気醸し出す一因となる。たとえば、ファシスト国家に言及して、コーデル・ハルは、「その本質そのものがファシスト国家に攻撃的であるよう要求する」と結論した。非リベラルな国が便宜をはかろうとすることは、軽率さにつけ込んでわなにかけようとすることである。ソビエトが交渉を拒否するとき、ソビエトは世界を乗っ取ろうとたくらんでいる。ソビエトが交渉を求めるとき、ソビエトはいっそう狡猾にたくらんでいる。この公的な敬意と信頼の極端な欠如が、リベラルな国家間の関係からリベラルな国と非リベラルな国との関係を区別する主要な特徴のひとつである²²⁾。

第二に、同時に、公的な信頼の欠如は、社会的経済的交換を制限する。ある社会はそれがコン

トロールできない外国の行為に依存するようになるときに、商業的な相互依存は、福祉と同様に紛争を生み出しうる。リベラルな社会の間では、商業的な交換に広がり多様性があるので、単一の利益の対立が全体の関係を方向づけないことが保証される。しかし、リベラルな社会と非リベラルな社会の間では、安全保障に関心をもっぱら払われるために、商業的な交換は、国家間の政治的緊張を相殺することにはならず、また単一の利益の対立が全体の関係を規定する可能性を埋め合わせる多様性を提供しない²³⁾。

第三に、代議制や三権分立のようなリベラルな体制の制度的な遺産が、思慮分別のある外交とは反対の方法で政策を形成する特殊な利益に道を開く。この種の政府は、「決定と行為のプライバシー、柔軟性、そして迅速性と機敏性を除外することが十分にある」とジョージ・ケナンは記している。これらの特徴は、競争的な選挙政策が助長する誇張された要求のための動機によって複雑化させられる。これらの属性のもつ損失は、リベラルな国家間関係に害とはならない。(実際には、それがなければ、いっそう利益となる可能性があるが)、しかし、リベラルな国家関係外の制限された社会経済的なつながりに信頼の欠如が組み合わさったときに、代議制と三権分立によって生み出される対外政策への手っ取り早いアクセスによって困難さは増すことになる。それらがいっしょになって緊張の雰囲気をもたらしそして戦略的選択と道徳的意図の両方を大混乱に陥れる不調和のためのロビー活動を促進する²⁴⁾。

ドイルによれば、これら三つの特性は、強力な非リベラルな国家とのリベラルな関係と、弱い非リベラルな社会とのリベラルな関係に影響を与える。具体的にいえば、リベラリズムは、冷戦期のソ連のような強力な非リベラルな国家に対する敵愾心を激化させ、そして第三世界の弱い非リベラルな社会に対する干渉を悪化させる²⁵⁾。このように、ドイルによって、カントの平和理論における三つの確定条項が満たすリベラルな共和制諸国家が平和連合を形成し、平和連合がこれら三つの確定条項を満たさない非リベラルな諸国家と対立しそれらに干渉する世界が描かれる。

3 英国学派とデモクラティック・ピース論の比較検討

上記のように、英国学派もデモクラティック・ピース論も、カントに多く言及しながら、それぞれのカントに対する理解とその評価はきわめて対照的である。リベラルな共和国または民主国家の増大は、デモクラティック・ピース論では、平和連合の拡大をもたらす肯定的なものであるのに対して、英国学派においては、既存の国家を画一化する破壊的なものであり、平和連合の拡大も国際社会を画一化する帝国主義なのである。ただし、ドイルは、リベラルな共和国が弱い非リベラルな国家に対してリベラルな帝国主義となる虞を指摘している。

ワイトにとって、コスモポリタニズムは、「革命論者の理論の中で最も革命的」理論であり、全面的に否定されるべき理論である。「柔軟な革命論者」として位置づけるカントにしてもしかりである。ドイルにおいては、コスモポリタニズムが社会経済的相互依存とほぼ同義であるかのように解釈されている。ドイルは、リベラルな共和国からなる平和連合を重視し、それを支える

コスモポリタニズムを評価する。それゆえ、デモクラティック・ピース論において、コスモポリタニズムは肯定的に評価されながらも、その積極的な意味づけがなされているわけではない。

もちろん、英国学派とデモクラティック・ピース論について検討したからといって、国際関係論におけるカントとコスモポリタニズムを十分に議論したことにはならないが、両研究におけるカントのコスモポリタニズムに対する評価は、否定的であるか、または肯定的なものでないということは確かである。

III カントのコスモポリタニズムをめぐる議論—ハーバーマスを中心に—

カントのコスモポリタニズムについての理解を深めるために、国際関係論の議論の枠組みを越えて哲学者の議論を参考にしたい。最初に、カントのコスモポリタニズムとはどのようなものかを検討し、さらに、カントのコスモポリタニズムから考えると、カントの平和連合の構想にいかなる問題があるか、そして現代のグローバルな情勢を踏まえて、カントのコスモポリタン秩序(世界市民秩序)はいかに改めるべきかをユルゲン・ハーバーマスにしたがって検討する。

1 カントのコスモポリタニズム

宇都宮芳明によれば、世界市民 (Weltbürger) という言葉は18世紀にギリシャ語の借訳語である cosmopolite というフランス語の流行に力を与えて、広く「啓蒙時代の標語」として用いられるようになった。カントは、世界市民という語を、法、道徳、平和、歴史に関して使用しており、それは「カントの思想を解くためのいわばキーワード」なのである²⁶⁾。

では、カントのコスモポリタニズムとはどのようなものなのか。寺田俊郎は、「普遍主義的な世界市民の概念」と「多元主義的な世界市民の概念」という二つの世界市民概念をカントから抽出しその両者の関連性を示す。寺田によれば、「普遍主義的な世界市民の概念」とは、「人間の根源的権利としての自由の主体としての世界市民」であり、それはカントの法論から導き出せる。カントによれば、法 (Recht 権利) の根本原理は、「人間性ゆえに」あらゆる人に帰属する「根源的権利」である自由が普遍的な権利に従って共存しうることである²⁷⁾。それは、カントの「法の普遍的原理」にあるように、「だれのどのような行為でも、その行為が、あるいはその行為の格率から見て、その人の選択意思の自由が、だれの自由とも普遍的法則に従って両立できるならば、その行為は正しい²⁸⁾。」と定式化される。

「多元主義的な世界市民の概念」は、カントが独我論 (自己中心主義) を批判しそれに対置する多元主義において見出せる。多元主義とは、「自分は自分自身のなかに全世界を包みこんでいるのだと思いながら振る舞うというのではなく、自分を単なる一世界市民と見なし、そのように行為する考え方である²⁹⁾。」寺田によれば、そのような態度あるいは思考様式・言語様式をとるのが「理性を公的に使用する人としての世界市民」である。ある特定の組織や共同体の一員の立

場で発言することは、すなわち〈我われ〉の一人として、〈身内〉の一人として発言することであり、「理性の私的使用」にすぎない。「理性の公的使用」とは、〈我われ〉が共有している慣習や規範について、〈我われ〉の一人ではない立場で、人びとに向かって意見を述べ、その応答を待つことである。理性を公的に使用する人は、一人の個人に戻ると同時に一人の世界市民になる。理性を公的に使用する人としての世界市民は、世界市民社会という制度が成立しているか否かを問わず、世界市民社会という制度をはじめ、自分の属する種々の組織や共同体にまつわる問題について理性を公に使用し議論する人である³⁰⁾。

この二つの世界市民概念の関連性を寺田は次のように説明する。すなわち、「世界市民の立場に立って理性を公的に使用する、ということは、自由な他の人々の存在を認めることなくしてはありえず、自由な他の人々を認める、ということは、言い換えれば「目的の国」の構成員であることを認めることに他ならないからである。「目的の国」とは各人が自由な主体であることを相互に尊重しあう行為主体の共同態の理念であり、道徳的独我論に対置される道徳的多元主義に立つ人々の共同態の理念である。このような「目的の国」の法則は、自由の共存を命じる「法の普遍的原理」に他ならない³¹⁾。」

マーサ・ヌスバウムによれば、そもそもカントのコスモポリタニズムは、古代ギリシャ・ストア派のコスモポリタニズムの理念とそれを哲学的に発展させた古代ローマ・ストアから影響を受けている。それはまさに「目的の国」についてのことなのである。すなわち、「この深いところにある核心、つまり、人間性において平等かつ自由な理性的存在者の国、おのおのが世界のどこに住んでいようとも目的として取り扱われるという理念こそ、カントが摂取したものである³²⁾。」

2 ハーバーマスによるカント批判

このようにカントのコスモポリタニズムを理解するならば、カントがコスモポリタン法を「普遍的な友好」や「訪問権」をもたらす諸条件に制限することには概念上の問題がある。なぜそうした問題が生じるかといえば、カントの哲学から導き出されるコスモポリタニズムの観点からカント自身がコスモポリタン法を構想していないからである。それゆえ、カントの平和連合の構想は破綻をきたす。さらに、18世紀末にカントが想定したコスモポリタン法的前提がもはや通用しない。しかし、現代のグローバルな情勢を勘案して、コスモポリタン秩序を再定式化すれば、現在の状況に適合するとハーバーマスは説いている。

はじめに、ハーバーマスはカントの平和連合の構想がいかにか破綻するかを論証する。彼によれば、カントが想定する同時代の国際関係は、1648年のウエストファリアの和平以降の古典的近代的なパワー・ポリティクスの世界である。国家の対外主権と国内主権の分離と同様に対外政策と国内政治も分離されている。国際法の主体は、主権国家であり、力の均衡が機能し、戦争は国際法によって制度化されている。対外主権は、緊急の場合、軍事力によって境界の不可侵性を主張できる国家の能力を意味し、国内主権は、権力の独占を土台に、行政権と法を介して自国内の安

定と秩序を維持する能力を意味する。国家理性は狡猾な限定戦争を含むパワー・ポリティクスの原則に従って決まり、その際の国内政治は対外政策の下位に置かれる。国内政治と対外政策を明瞭に分離することによって、権力概念は最終的に軍隊と警察という予備力の権力者による任意の使用によって決められる³³⁾。

カントが想定する戦争とは政府間や同盟間の限定戦争である。この戦争の終結を「平和状態」とカントは定義する。個々の平和条約が個々の戦争の悪を終わらせるのと同じように、平和同盟がすべての戦争を永遠に終わらせる。「国際法が、自然状態における法と同様に暫定的効力をしかもたないのに対して、コスモポリタン法は公認された国内法と同様に自然状態を完全に終結させるものである。」しかし、パワー・ポリティクスの世界において、カントは、国際主権を尊重する自由な諸国からなる恒久的な国際連盟として平和連合を提唱する。カントは、社会契約説における自然状態からの脱却との類比を援用するにもかかわらず、コスモポリタン法を自然状態からの脱却させるものとは考えない。それに代わる対外関係において戦争を放棄する自由な諸国の連盟において、各構成国の主権は不可侵のまま存続する。「一つの世界共和国という積極的理念」の代わりに「戦争を防止し、持続しながら拡大する連合という消極的代替物」が現れる。それは「永遠の国家間会議」に例えられる。しかし、参加国に契約の解除権をもたせることで、国家主権を維持するために、任意の連盟は、現実にジュネーブの国際連盟のように崩壊する。カントの構想する国際連盟は、国家のような強制的権威を備えた共通機関を持たないので、カントは各国政府の「道徳的自己規制」に信頼をせざるをえない。しかし、その信頼は、同時代の政治に対するカントのあからさまな現実描写とほとんど一致しない³⁴⁾。

古典的近代的なパワー・ポリティクスの世界が超えられない概念的限界を課すかぎり、国家主権を尊重しないでコスモポリタンな構築をしようとする試みは必然的に非現実に見える。そのために、カントは、「普遍的君主制」を「最も恐ろしい専制」として退けるが、同時代の経験に限定された地平から逃れないために、パワー・ポリティクスに専念させられる自由な諸国の連盟を創設し維持する道徳的動機を浸透させることも困難となる。この問題に対する解決策として、カントは、コスモポリタンの見地からの歴史哲学を描く。しかし、その歴史哲学は、隠れた「自然の意図」を持ち出して、ありそうもない「道徳と政治との一致」をもっともらしいものに仕立て上げているにすぎない³⁵⁾。

3 カントの理論的前提の崩壊

次に、ハーバーマスは、カントの議論における「共和国の平和的性質、共同の結びつきを生み出す世界貿易のパワー、そして政治的公共圏の機能」という三点を考察することで、18世紀末の状況にカントが置いた理論的前提がもはや通用しないことを示す。第一は、国家の共和主義的統治形態が徹底される度合いに応じて、国際関係は好戦的性質を減少させるというものである。しかし、ナショナリズムは民主的国家をそれに先行する絶対主義国家よりも平和的にするわけでは

なかった。共和主義的心情が人民と祖国のために戦い死ぬ気概となって現れるからである。同時に、民主的國家が外部世界に対して平和主義的姿勢を国内的に奨励するという考えは、完全に間違ではない。市民による普遍主義的価値の優先が、保持している国益を超えそして民主制と人権の執行をいっそう拡大するならば、力の均衡が作用する条件そのものが取り返しのつかないほど変化してきた³⁶⁾。

第二に、カントが、情報、人および商品の流通が促す諸社会の相互依存、特に、貿易の拡大に、諸国民の平和的統合に向かう傾向を見出した点は正しい。しかし、カントが予想できなかったことは、資本主義の加速度的な産業化の流れの中で社会的緊張が高まり、その緊張は、国内政治を階級闘争によって苦しめ、対外政策を戦闘的な帝国主義の路線に導いたことである。西欧の政府が対外政策の成果によって社会的摩擦を外にそらそうとして利用したナショナリズムのエネルギーを第二次世界大戦という破局で使い尽くした後、社会福祉國家の実現によって階級間の対立が沈静化し、先進国における国民経済間の相互的経済統合はカントが期待した平和実現の推進力となってきた。しかし、グローバリゼーションのプロセスのなかで、國家主権そして国内政治と対外政策の分離という古典的國際法の前提が問題になる。すなわち、一方で、多国籍企業や國際的に影響力を持つ民間銀行が國家主権を空洞化し、他方で、民主化や人権の政治のような規範的な特徴や権力自体の固有な分散によってパワー・ポリティクスの古典的イメージを覆す。カントの自由な諸国からなる連盟構想の前提となる國家という主体は、独立した基盤を奪われつつある³⁷⁾。

第三に、カントが頼りにした公共圏は、「誰もが見通せ、文字によって表現され、しかも議論に対して徹底して開かれた可視的なものであったものである。」つまりその公共圏は、比較的少数の教養市民層という公衆によって支えられていたのである。しかし、その公共圏は、電子メディアに支配され、意味論的に退化し、映像や仮想現実が浸透した公共圏へと構造転換した。「言語による」啓蒙の環境がノンヴァーバルな教化や言語による欺瞞へと変わってきた。こうした変化をカントは想像できなかった。しかし、カントは、今日ようやく姿を現しつつある「世界規模の公共圏」を大胆にも予測していた。グローバルな公共圏の注目を集め、世界規模で意見が両極化した最初の出来事がベトナム戦争と湾岸戦争であろう。国連が組織したエコロジー、人口、貧困、地球温暖化という問題をテーマとしたサミットは、世界規模の公共圏で生存上重要なテーマとし、世界世論へのアピールによって、各国政府に政治的圧力をかけるものと見ることができる。こうした一時的で限定されたテーマへの注目は、各国内で確立された公共圏の構造を介して誘導されるのであり、地理的に隔たった関係者間の恒常的なコミュニケーションを支える構造をもつグローバルな公共圏はまだ存在しない。しかし、グリーンピースやアムネスティのような非政府組織が、超國家的公共圏の誕生や活性化のために中心的役割を果たしていることは、ネットワーク化によって國際化した市民社会の内部から、國家に対抗しうる行為主体のマスコミへの影響力が増大している予兆ではある³⁸⁾。

カントが強調した出版と公共圏の役割は、共同体の政治文化と立憲体制とのつながりに注目を

向けさせる。自由な政治文化は、自由の制度化が根づく土壌を育て、それは同時に住民の政治的洗練を進める媒介となる。さらに、カントは、コミュニケーションの自由の公共的使用が啓蒙のプロセスに転化することを期待し、またその啓蒙のプロセスが、政治の社会化を通して住民の態度や思考法を触媒することを期待している。しかし、カントは、自由な政治文化が作り出す、狡猾な利益追求、道徳的洞察および慣習のつながりを見過ごし、また伝統と批判とのつながりを見過ごしている。そのような政治文化の実践は道徳と法と政治とを媒介するし、同時に政治についての学習プロセスを促進する公共圏のためにふさわしい背景を作り出すものとなる³⁹⁾。

4 カントのコスモポリタン秩序の再定式化

では、カントのコスモポリタン秩序の概念は、現代の諸条件の変化に対応する解釈に応じてどのように再定式化されなければならないのか。ハーバーマスは、根本的に概念を修正すべき三局面を指摘する。

1. 国家の対外主権と国家間関係の変質
2. 国家の国内主権と古典的パワー・ポリティクスの規範的制限
3. 世界社会の階層化と、「平和」概念の再考を迫る危険状態のグローバル化⁴⁰⁾

ハーバーマスによれば、第一に、国際主権を尊重する恒久的な国際連盟というカントの構想は整合的ではなく、世界市民の権利は、個々の政府を現実拘束するように、制度化されなければならない。諸国民の共同体は、制裁の脅威によって構成国を合法的行動に少なくとも抑えることができなければならない。相互の脅威によってその主権を主張する不安定な国際システムは、共通の制度が国家機能を引き継ぐ連盟に転換するであろう。すなわち、ハーバーマスが考える連盟は、参加国間の関係を合法的に規制しそしてそのルールの遵守を監視することになるだろう。他国が各国の環境となる場合に、国家間で契約上規制された国際関係は、憲章または憲法に基づく共通の組織になり、その結果この国際関係の対外関係は、共通の組織の構成国間では内部構造化された関係になる⁴¹⁾。

第二に、カントは、国家主権という障害を克服できないと信じるために、コスモポリタン共同体を世界市民からなる連盟としてではなく、諸国家からなる連盟として構想する。この仮定は、カントが国内も含めあらゆる法秩序の根拠を誰もが「人間」であることから生じる根源的権利に求めていることとは矛盾する。「全員が全員のために決定し、したがって各人が各人ために決定する」ので) あらゆる個人は普遍的法のもとで平等な自由の権利をもっている。もし法全般の土台を人権に置かならば、個人が権利の担い手であることを確認し、またすべての近代法秩序に譲渡不可能な個人主義的性格を附与しなければならない。したがって、カントがこの自由の保証——「人間が自由の法に従ってなすべきこと」——を永遠平和の本質的意図であるとして、「実際に、市民法、国際法、そしてコスモポリタン法という三つの異なる公法を考慮するならば」、

カントは市民の自律を国家主権によって仲介させられるべきではない。コスモポリタン法の核心は、むしろ、「それが国際法の集合的主体を頭越しに個人に法主体の地位を与え、そして自由で平等な世界市民の連合において直接の構成員資格を正当化することである⁴²⁾。」

第三に、ハーバーマスが「世界社会」と呼ぶのは、通信システムや市場がグローバルなつながりをつくりだしているからである。「階層化した世界社会」では、世界市場メカニズムが生産性の増大と貧困化の増大を同時にもたらし、開発のプロセスと低開発プロセスを同時にもたす。グローバリゼーションは、世界を分裂させると同時に、世界にリスク共同体として協力を強いる。ハーバーマスは、クーパーに依拠して、世界を三分類する。「第三世界」は、国家の基礎構造が脆弱か崩壊しており、社会的緊張の度合いがとても高く、マフィア的あるいは原理主義的な間接的暴力が国内秩序を揺さぶっている地域である。「第二世界」は、脱植民地化によって生まれ、ヨーロッパから引き継いだパワー・ポリティクス遺産によって特徴づけられる国民国家である。これらの国家は、内政では独裁憲法によって不安定な状況を規制しようとし、外交面では国家主権と内政不干渉に固執する。これらの国家は軍事力に依存し、もっぱら力の均衡の論理に従っている。「第一世界」の国家のみが、部分的にはコスモポリタンの水準に達する方向に向かう国連によって確立された規範的要求と国益をある程度調和させることに成功している⁴³⁾。

国連の政治は、社会的分裂と経済的不均衡の克服のために、世界社会の階層化にもかかわらず、次の三つの領域で合意を達成することである。第一は、諸社会は平和共存ということでは同じ時代に関連をもたされるが、諸社会が同時代性ということでは同じではないという歴史意識を全構成員が共有すること。第二は、ヨーロッパ人、アジア人、アフリカ人の間で論争となっている人権の解釈に関する規範的一致。そして第三は、平和の目標の意味に関する共通理解である⁴⁴⁾。

カントが現実直面した限定戦争だけではなく、世界戦争、民族紛争、内戦、ゲリラ戦や爆破テロ、イデオロギー上の動機による殲滅や排除を目指す戦争を考えなければならない。それに伴って、平和を限定戦争の終結としてではなく、「非暴力的手段によって成し遂げられるプロセス」と再定義しなければならない。平和の目的は、暴力の防止だけではなく、諸集団と諸国民間の緊張がないように共通の生活のための現実の必要条件を満足させることでもある⁴⁵⁾。

IV コスモポリタニズムによる英国学派とデモクラティック・ピース論批判

カントのコスモポリタニズムを国際関係論の視座として確認しながら、そうした視座に基づき、英国学派とデモクラティック・ピース論におけるカントのコスモポリタニズム理解を批判することにしたい。

1 カントのコスモポリタニズムと国際関係論

カントのコスモポリタニズムから国際関係論はどのように考えることができるのか。最初に、カントの普遍主義的なコスモポリタニズムから見ると、ハーバーマスが言うように、コスモポリタン法は公認された国内法と同様に自然状態を完全に終結させるものである。しかし、カントは、自然状態を終結させるコスモポリタン法を構築せずに、主権を保持した自由な諸国家からなる平和連合を構想するが、それによって主権国家間のパワー・ポリティクスに終止符を打つことはできず、平和連合の構想は破綻する。それゆえ、マルティウス・ルッツェバッハマンは、カントが個人による根源的契約から自然状態を脱して法治国家を形成するならば、諸国家も契約によって、「憲法に基づく三権を最小限備えた新たな共通の国家体制を設立すべきであるという要求」をカントがすべきだと述べている⁴⁶⁾。それは世界共和国設立の要求である。

ハーバーマスは、世界共和国ではなく、コスモポリタン秩序を構想する。コスモポリタン秩序において、あらゆる個人は平等な自由の権利をもっている。世界市民の権利は、憲章または憲法に基づく共通組織によって制度化され、その組織のもとで、国家間関係は内部化される。それは、経済のグローバリゼーションそして民主化や人権のグローバルな拡大によって、もうはや対外政策と国内政治を明確に分離することはできず、国家主権が空洞化するという現実に対応するものである。しかし、共通組織によって国家主権の放棄が完全に要求されるわけではない。

コスモポリタン・デモクラシーもハーバーマスの議論と同様に、構成国の政治体制を監視し、そして必要ならば国内問題に影響を与えることができる権威あるグローバルな制度の創設を求める。この制度は、諸国家から何らかの強制的権力と制限的権力を奪う必要がある。強制的権力とは、市民の福祉と安全に対して展開される権力であり、制限的権力とは急を要するトランスナショナルな問題に関して国家間の協調的な関係を妨げ妨害するために展開される権力である⁴⁷⁾。こうした国家から権力を奪う共通組織が存在するならば、パワー・ポリティクスが国際関係のみならず国内政治においても支配することにはならない。このグローバルな共通組織は、諸国家を包括する世界共和国ほど強力ではないが、制限のない主権を維持したままの自由な諸国からなる国際連盟よりも強制力をもつ。

強制力をもつグローバルな共通組織が創設されるならば、国内外のパワー・ポリティクスに終止符を打つことができるだろう。では、それはどのように創設されるのかという問題が残る。それに対して、ジェームズ・ボーマンは、「消極的代替物」としてのコスモポリタン公共圏に積極的意味を見出し、カントの多元主義的なコスモポリタニズムの観点から回答している。ボーマンは、国際連盟によって平和は実現できないが、国際連盟の中から出現するコスモポリタン公共圏によって平和は達成できると主張する。彼によれば、コスモポリタン公共圏の中では、世界市民の公論が周知され、国家の究極の政治権威さえもが世界市民の公論を承認することを回避できなくさせる。この仮説において、カントが予想することができなかった現状の政治秩序によってカントは支持される。すでにある国家には、カントの「一国民一国家」という暗黙の原理は歴史的

にはもはや妥当しない。現存の多くの国民国家は多文化主義であり、それが国内的なコスモポリタン公共圏を備えた国内的な連盟に国家を類似させる。これらの連盟の提携に加え、国内制度とその公共圏を結ぶ多くの他の絆によって、「コスモポリタン法」が出現する。なぜならば、政治的多元主義によって紛争が生じ、その紛争に関して公共的反省がなされるからである。現代において、カントの「消極的代替物」が機能するのは、多元的な公衆がコスモポリタン法に従って政治制度を作り変え、平和を推進していくことさえあるかもしれないからである。場合によっては、世界市民が主権を行使する相互に連結された公共圏の原則に基づいて、新たな国際制度を生み出しそしてそれを継続的に作りかえるかもしれない⁴⁸⁾。

要するに、共和国における自由な政治文化は、ハーバーマスが言うように、政治についての学習プロセスを促進する公共圏のためにふさわしい背景を作り出し、そしてボーマンが言うように、多文化主義的な国家内のコスモポリタン公共圏が国内でコスモポリタン法を生み出す。コスモポリタン公共圏は、理性を公的に使用する世界市民の存在なしには成立しえない。コスモポリタン公共圏からグローバルな共通組織が創設される可能性がある。そのもとで、あらゆる個人は平等な自由の権利の主体としての世界市民となる。しかし、グローバルな共通組織が創設されていなくとも、この普遍主義的な世界市民は、共和国内にすでにおり、そして理性を公的に使用する世界市民でもある。

こうした仮説が少なくとも成り立つのは「第一世界」だけであろう。もしグローバルな共通組織が存在し、それが「第二世界」の国家から強制的権力と制限的権力を奪うならば、公共圏を形成できるかもしれない。国家の基礎構造が脆弱か崩壊している「第三世界」の場合には、奪うべき権力さえもがない国家がある。そうした場合には、メアリー・カルデアが主張するコスモポリタン政治による紛争解決と国家の正統性確立が必要である。コスモポリタン政治は、市民勢力の出現が可能となる空間を形成できるように暴力をコントロールしなければならない。なぜならば、紛争当事者の権力を弱体化させる市民勢力のコントロールが及ぶ範囲が拡大するほど、戦闘地域は縮小するからである。市民勢力の拡大によって国家の正統性が獲得できる⁴⁹⁾。市民勢力の拡大を支援することは、世界市民の支援にほかならない。世界市民の支援という意味で、非紛争地域や「第二世界」に対してもコスモポリタン政治は適応できる。ボーマンが言うように、「国内での共和的市民の意見と同様に、平和のために必要な軍事力の制限を成し遂げるのは、実は世界市民の力なのである⁵⁰⁾。」

2 英国学派とデモクラティック・ピース論批判

英国学派は、主権国家から成る国際社会を、ホブズ的伝統が規定するような戦争状態ではないと主張する。英国学派によれば、国際社会における戦争は、力の均衡、国際法、外交などに並ぶ国際制度のひとつである。ブルが主張するように、「主権国家から成る社会は、戦争を制限し封じ込め、国際社会そのものが定めた規範の範囲内にそれを押しとどめることに関心を払ってい

る。」その一方で、戦争は、国際法を強制する手段であり、力の均衡を維持する手段であり、正当であるとみなされている法に変更を促す手段である⁵¹⁾。英国学派によれば、カントは、ホッブズの伝統が主張するように国際社会を戦争状態と捉え、それゆえ世界政府論の樹立を主張する。しかし、国際社会が戦争状態でなければ、カントの主張の根拠が失われる⁵²⁾。ワイトが批判するように、カントのコスモポリタニズムは、国際社会の構成員であるすべての既存の国家を共和国に同化させ、国際社会を世界国家に同化させる革命論なのである。

英国学派において、第一に、その戦争観が問題となる。英国学派が模範とする近代国際システムの戦争でさえもが、国際社会が定めた規範の範囲内にそれを押しとどめられたものではない。カントが『永遠平和論』で批判したのはこの同時代の戦争である。その予備条項にあるように、暗殺者や毒殺者を雇い、降伏条約を破り、敵国内での裏切りをそそのかすことが常態だったのである。こうした敵対行為が殲滅戦となることをカントは危惧し、「殲滅戦では、双方が同時に滅亡し、それとともにあらゆる正義も滅亡するから、永遠平和は人類の巨大な墓地の上にもみ築かれるだろう」と述べた⁵³⁾。さらに、英国学派の戦争観には、カントと同様に、ハーバーマスが指摘する世界戦争、民族紛争、内戦、ゲリラ戦や爆破テロ、イデオロギー上の動機による殲滅や排除を目指す戦争が含まれない。これらの現代の戦争は、主権国家間の戦争ではないという意味で、英国学派にとって戦争とは見なさないと主張もできるが、それは現実に目を背けることにすぎず、英国学派は、カントの同時代の戦争にさえ深刻な問題意識を抱かず、そして現代の戦争に対処する方法を提示できずにいる。

第二に、英国学派の批判とは違って、カントは、国家主権の維持を否定せず、国際社会を世界国家に同化させようともしていない。それゆえ、カントは世界共和国の創設を主張しないのである。カントの国際連盟の構想では、英国学派と同様に、パワー・ポリティクスを葬りされないが、英国学派はそもそも、国際政治をパワー・ポリティクスと見るホッブズ的前提を受け入れる。しかし、ハーバーマスが指摘するように、グローバリゼーションそして民主化や人権政治のような規範の進展によって、国家主権を国内外に峻別することはできなくなっており、「第二世界」を除いて、英国学派が想定するパワー・ポリティクスならびに力の均衡が作用する条件を侵食している。パワー・ポリティクスは今日では「第二世界」にのみ適応できる。英国学派には、「第二世界」がかつての近代国際社会のパワー・ポリティクスの遺産であるとの時代認識もない。そして英国学派は世界の階層化という現実にも何も応答しない。

第三に、英国学派は、カント的伝統を、国際社会を共和国からなる社会に画一化させ、国際社会を世界国家に同化させるコスモポリタニズムであると批判する。なぜならば、英国学派は、主権国家とそれから成る国際社会の擁護を国際関係論の目的にしているためである。英国学派は、国際社会の主要な構成員が主権国家であるという現実と、国際関係論における目的とを同一視している。国際関係論がめざすべきことは、人権侵害を問われない主権国家の維持を目的とするのではなく、自由な権利の主体である個人を目的として取り扱うことである。それゆえ、カントの

世界市民の立場から見れば、主権国家はその目的の手段にすぎない。

次に、デモクラティック・ピース論には、カントの平和論をリベラリズムに基づいて改定した国際関係論ともいうべきものであろう。しかし、その第一の問題点は、リベラルな国家と非リベラルな国家の間で戦争となる危険を解消し、それを平和裡に解決する術が示されていないということである。平和連合の拡大がそれに対する回答とは考えられるが、非リベラルな国家が非リベラルであるかぎり、リベラルな国家との戦争または紛争は不可避となる。

第二に、たとえアメリカが戦争によって体制転覆をはかり、民主化させてリベラルな国家を樹立しても、アフガニスタンやイラクのように、「第三世界」に留まる現状をどのように考えればよいのか。それはデモクラティック・ピース論の想定外の事柄であろうが、外見上リベラルな国家であっても、「第三世界」に属する国家は、平和連合を成すとは考えられない。「リベラルな第三世界」が平和連合の構成員になっても、「永遠平和」は達成できない。いうまでもなく、アフガニスタン戦争とイラク戦争が「永遠平和」を阻害する。

第三に、デモクラティック・ピース論は、社会経済的相互依存の進展によって、リベラルな国家間での協力関係を促進すると考える。しかし、リベラルな国家間でも協力と同時に紛争が引き起こされる。紛争が戦争に至らなくとも、デモクラティック・ピース論は、「第一世界」における対立を過小評価している。相互依存関係がグローバル化に進展し、「第一世界」と「第二世界」との社会経済的相互依存が密接になる。それによって、「第二世界」の国家が勃興することで、その国家と「第一世界」の間で新たな紛争の種が生まれる。ネオリベラリズムのグローバル化を推進する「第一世界」が、非リベラルな「第三世界」に、軍事的干渉ではなく、ネオリベラリズムに基づく経済的自由化という干渉をしている点を見逃している。デモクラティック・ピース論は、グローバル化によって生じる問題には関心がない。

第四に、デモクラティック・ピース論は、コスモポリタニズムを社会経済的相互依存に読み替えているので、コスモポリタニズムそのものを論じていない。デモクラティック・ピース論は、カントの平和論におけるリベラルな国家に焦点があり、本質的にコスモポリタンの視点を欠如している。

V 世界市民教育・国際理解教育・グローバル教育

カントのコスモポリタニズムは、普遍主義的多元主義的な世界市民概念に基づくものであり、そして人間性の涵養と関連する。コスモポリタン教育（世界市民教育）は人間性の涵養に関わる教育である。世界市民教育とはどのようなものなのか、そしてそれをどのように考えることができるかを、マーサ・ヌスバウムに依拠して検討する。そして世界市民教育の立場から、国際理解教育とグローバル教育を批判的に検討したい。

1 世界市民教育

ヌスバウムによれば、人間性の涵養とはセネカの言葉であり、それはギリシャ・ローマのストア派の「リベラル」教育の考えを指すものである。ストア派によれば、全世界の市民としての感受性と用心深さをもって役目を果たす人々を生み出すことで、教育は、習慣や風習の束縛から精神を自由にする。「世界市民」として十分に教養ある人という理念は、デービッド・ヒュームやアダム・スミス、イマヌエル・カント、トマス・ペインなどの教育についての西欧思想に形式的な影響を与えてきた⁵⁴⁾。

ヌスバウムは、現代世界において人間性の涵養に必須な三つの能力があるという。その能力とは、「吟味された生き方」、「世界市民」、そして「物語的想像力」である。最初に、その定義をヌスバウムは次のように説明する。第一に、ソクラテスによる吟味された生き方とは、「自分自身と自らの伝統を批判的に吟味する能力」のことである。これが意味するのは、伝統によって導かれ、あるいは、習慣によってよく知られているために、権威があるものとしてはいかなる信念も受け入れない生き方であり、そしてすべての信念に疑問をもちそして整合性と正当化に対する理性の要求に生き残るもののみを受け入れる生き方である。この能力を訓練するには、論理的に推論する能力を開発する必要がある、推論の整合性、事実の正確さ、そして判断の的確さのために人が読み語ることを検証する能力を開発する必要がある。この種の検証は、ソクラテスがそうであったように、伝統に対する挑戦となる。ソクラテスが自らの活動を擁護したように、権威にたんに従うよりも、独自の考えをもつことができる市民を民主主義は必要とする。それは現代の民主主義においても同様である⁵⁵⁾。

第二に、人間性を涵養する市民は、「あるローカルな地域あるいは集団の市民としてだけでなく、なかんずく承認と関心の絆によって他のすべての人間と結びついた人間としても自分自身を見る能力」を必要とする。「われわれを取り巻く世界は不可避免的に国際的である。」第三に、物語的想像力が意味するのは、「自分自身とは異なる人の立場に身を置いているかのように、その人の物語の理解力ある読者であるかのように、そしてその立場に置かれた人の感情と願望と欲求を理解するかのように考える能力」である⁵⁶⁾。

次に、ヌスバウムは、世界市民教育をどのように説明し、そしてそれが吟味された生き方と物語的想像力にどのように関連させるのか。彼女によれば、キュニコス派のディオゲネスの世界市民概念を、見苦しくなくそして文化的に実りあるものにしたのは、ストア派の哲学者である。ストア派は、世界市民概念を教育プログラムの中心的なものにした。ストア派によれば、教育は各人に出生地と人類という「二つの共同体」の構成員であると自覚させるべきである。われわれと仲間の人類との間に障害を立てる国籍あるいは階級あるいはエスニックなメンバーシップあるいはジェンダーの相違を認めるべきではない。ストア派の基本的要点とは、すなわち、「われわれは、いかなる形態の政府にも現世的な権力にも第一の忠誠を与えるべきでなく、すべての人間の人間性によってつくりあげられる道徳の共同体に第一の忠誠を与えるべきである」ということで

ある。世界市民の理念は、カントの「目的の国」の先祖であり源泉である⁵⁷⁾。

ヌスバウムによれば、ストア派の哲学者は「市民に対するよき教育とは世界シティズンシップのための教育」であると考え、そしてその態度を三つの根拠に則って推奨した。第一に、全世界で実現されているような人間性の探求は、自己認識にとって価値がある。すなわち、われわれは、われわれのやり方を他の理性ある人々のやり方との関係の中で見るときに、より明確にわれわれ自身をみてとれる。第二に、政治的討議は、党派的な忠誠心によって妨害される。われわれは根本的な忠誠を正義と理性からなる世界共同体に向けることによってのみ、われわれはこの危険を避けることができる。第三に、世界市民の立場はそれ自体で価値がある。それは、人々のなかに、その人々に関して特に根本的で、最も尊敬と承認に値するものを認めるからである⁵⁸⁾。

このようなストア派の態度は、ローカルな愛と忠誠心あるいは教育におけるその顕著な特徴の重要性を無視するようなことを必要としない。「世界市民は、彼女あるいは彼の自身が世界の部分となっている歴史や問題について不釣り合いに学ぶ時間を正当に費やすだろう。同時に、われわれ自身を偶然に見出す場所以上により根本的なものがあり、そしてこのシティズンシップの根本的な基礎はすべての分断を超えて共有されるということを世界市民は認める⁵⁹⁾。」

世界市民教育は吟味された生き方と密接に関連する。なぜならば、世界共同体の構成員資格を獲得するためには、自己流の善を進んで疑うことを必然的に伴い、そして倫理的政治的な選択について批判的に議論をして進んで意見交換をする必要があるからである⁶⁰⁾。世界市民になるには、歴史や社会的事実の知識を集めるだけではなく、物語的想像力も必要である。すなわち、共感的な想像力のための能力が涵養されなければならない。それがわれわれと異なる人々の動機や選択を理解することができ、そして異なる人々を不気味な外国人や他者として見るのではなく、われわれと多くの問題や可能性を共有する人々と見ることができる⁶¹⁾。

世界市民の教育には、吟味された生き方と物語的想像力という能力の不可分である。世界市民として他のすべての人間と結びついた人間としても自分自身を見る能力は、異なる人々の動機や選択を理解する共感的な想像力がなければならず、そして吟味された生き方をすることで、自分の属する共同体の習慣や伝統にまつわる問題について理性を公的に使用する世界市民となる。吟味された生き方と物語的想像力という能力があるからこそ、世界のどこに住んでいようとも、あらゆる個人は平等な自由の権利をもつ世界市民となる。

2 世界市民教育・国際理解教育・グローバル教育

世界市民教育の立場から見ると、国際理解教育とグローバル教育にはそれぞれどのような問題があるのかを批判的に検討することで、世界市民教育の重要性を論証したい。

(1) 国際理解教育とその批判

最初に、永井滋郎による国際理解教育の見解を検討する。永井は、国際理解教育の本質や性格

を原理的に決定づける教育目標の諸要素として、次の6項目を指摘する。

1. 平和な人間の育成。
2. 人権意識の啓培。
3. 自国認識と国民的自覚の涵養。
4. 他国・他民族・他文化への理解の増進。
5. 国際的相互依存関係と人類の共通重要課題の認識に基づく世界連帯の形成。
6. 国際協調・国際協力の実践的態度の育成⁶²⁾。

永井によれば、これら6項目は、有機的・構造的に結びついて密接な関係をもつ。まず、争いを好まず、思いやりと愛情をもって他を理解しようとする社会的融合性のある平和な人間の育成が最も基本である。そして、この平和な人間とは、けっして事なかれ主義の弱い人間ではなく、自由と正義を求め、自他の人権を積極的に尊重しようとする強い平和人を意味する。さらに、その人権意識は、広く他国・他民族および世界に向かって開かれ、人類のかかせる諸問題の解決を常にみずからの責任と感じる世界連帯感へと拡充されていかねばならない。このような開明された人権意識を基盤としてこそ、他国・他民族・他文化への共感的理解も養われる。しかもそこには、他国理解と世界連帯意識とによく調和した正しく健康な国民的自覚の確立が要請される。なお、これらの意識や理解は、単にそれだけにとどまることなく、実践的な国際協調・国際協力の態度にまで高められていかねばならない⁶³⁾。

人権を尊重し他国・他民族を理解する「強い平和人」が人類の諸問題に対して世界連帯感をもって実践的な国際協調・国際協力の態度をもつならば、国際理解教育の教育目標は世界市民教育と同じ志向性をもつといえよう。

しかしながら、これら6項目は明らかに矛盾や問題点を含んでいる。それを世界市民教育の立場から指摘したい。「平和な人間」と「強い平和人」は、その最大の矛盾である。ソクラテスは、「強い平和人」であっても、争いを好まない「平和な人間」ではないからである。われわれが共有している伝統や習慣や規範さえ思いやりと愛情をもって受け入れられるものではなく議論の対象とすべきである。それは、場合によっては、社会的融合性を壊すことになっても、理性が公的に使用される公共圏を生み出し、民主主義を強化することになる。

思いやりと愛情をもつべきとされる「他」とは誰か。永井が言うように、自他の人権を積極的に尊重するならば、「他」との関係は愛情に基づく関係ではない。「人権の尊重が国際理解の基盤」⁶⁴⁾であるならば、カントのコスモポリタニズムに関してハーバーマスが指摘したように、個人が権利の担い手であり、国家ではなく個人に法の主体地位が与えられる。しかし、永井によれば、国際理解教育は、「多くの主権国家で構成されている現実の国際社会を前提」⁶⁵⁾としている。それにもかかわらず、人権意識は、広く他国・他民族および世界に向かって開かれていることになる。人権と国際社会との解けない関係があるにもかかわらず、どうして「世界連帯感」そして「他国・

他民族・他文化への共感的理解」が生み出されるのかという疑問には回答がない。それゆえ、「世界連帯感」と「国民的自覚や愛国心」が安易に矛盾なく結びつく。戦争やその危機によって、「世界連帯感」と「国民的自覚」の協調関係は崩壊する虞が高にもかかわらず、国際平和の項目がない。そして国際的相互依存関係を促進するグローバリゼーションの負の部分に対する問題意識もない。

(2) グローバル教育とその批判

次に、大津和子は、国際理解教育は、現実にはなお他国・他文化理解中心にとどまっていると批判する。そして大津は、他文化理解教育・開発教育・平和教育・人権教育・環境教育などグローバルな視野をもつ諸教育を包摂するアンブレラ概念として「地球市民を育てる教育」＝「グローバル教育」という語を用いる⁶⁶⁾。国際理解教育とグローバル教育の相違点について、奥住忠久によれば、国際理解教育は、主権国家の集合体としての国際社会を前提に他国理解や異文化理解、国際関係理解などの学習を通じて、諸国民・諸国家間の平和、友好、協力および人権の国際的保障をめざす教育である。グローバル教育は、グローバル化し相互依存性を増しつつある世界を前提にして、グローバルな見方やグローバルな価値の実現を重視して意思決定し、時にトランズナショナルな行動の出来るグローバル市民性 (global citizenship) の育成をめざす⁶⁷⁾。

宇田川晴義は、ホリスティックな視点から、グローバルな課題と取り組むことが課題であり、そうした教育をつくるために、次のような「地球市民」のイメージを提示する。

1. 自己を育てた社会を理解し、自分を取り巻く社会の中でいかに生きるかの選択・決断ができる人。
2. 他者の人権を認め、共生の哲学に基づいて行動できる人。
3. 普遍的でグローバルな諸問題を自らの問題と考え、そして地球的視座に立って行動できる人。
4. 総合的な教養を持つ人⁶⁸⁾。

グローバル教育は、グローバルな課題やグローバリゼーションを背景にグローバルな視座の獲得をめざす包括的な教育である。しかしながら、佐藤郡衛は、国民国家を前提とする国際理解教育と、国民国家という枠組みをこえた普遍的なグローバル教育との二項対立の枠組みを問題視して、この二項対立を解消するために、ポストナショナリズムの教育として「ディアスポラ」的人間像の形成を提唱する。それは、個人が国家という枠組みの中で生きているのではなく、アジアの一員として、あるいは地球市民として生きるというように、「多元的でハイブリッドなアイデンティティをもつ人間像」である⁶⁹⁾。

こうした人間像に立つ国際理解教育の学習内容は、第一に、文化的多元主義を軸に構成される。文化的理解とは異文化と自文化という二元論ではなく、両者の相互関係が重視される。第二は、

相互依存関係という視点である。その学習内容は、生活を軸にした「世界」との相互依存関係という視点が重要となる。第三は、現代の地球規模で課題となっている南北問題、環境問題、開発、難民、平和、人権などの「グローバル・イシュー」である。これに関する学習は、「地球市民」の育成をはかる上で欠くことができない。第四は、以上の三点を統合する「共生」という視点である。「共生」の学習として、対話や討論によって「他者を発見すること」と、スポーツ、文化活動、地域活動、奉仕活動などの「共通目標のための共同作業」が提案されている⁷⁰⁾。

グローバル化する世界の動向を踏まえて、国際理解教育とは異なってグローバルな視点をもつ教育をグローバル教育は試みている。しかしながら、大津が主張するアンブレラ概念としてグローバル教育によってその包括的なイメージが得られても、その傘の柄となる中心概念が不明である。兎住の定義するグローバル教育は、グローバルな側面を強調するあまり、国際理解教育が培ってきた「他国理解や異文化理解、諸国民・諸国家間の平和、友好、協力および人権の国際的保障」という課題を無視している。宇田川の「地球市民」のイメージも、兎住の定義と同じ問題を抱え、さらに国際理解教育のように基盤としての自らの人権の尊重がないにもかかわらず、どのように他者の人権を認めることができるかの説明を欠く。それゆえ、「普遍的でグローバルな諸問題」を自らの問題と考えることはできないだろう。そもそも何が普遍的な諸問題となるかも理解できない。

国際理解教育とグローバル教育の対立関係を克服しようとした佐藤郡衛の「ディアスポラ」的人間像は、文化の多元性を強調することで、人間であることから生じる根源的権利に基づく普遍性を拒否するものとなる。それは、「グローバル・イシュー」について教育しても国家間関係の課題を問題にしていない。

永井の国際理解教育を始め、大津、兎住、宇田川らのグローバル教育、そして佐藤のポストナショナリズムの教育にしても、日本での教育を前提に議論しているにもかかわらず、民主主義という項目が教育目標にない。さらに、コスモポリタニズムの捉え方にも問題がある。永井は、「現実を超越した世界人や無国籍の世界市民（コスモポリタン）」としてコスモポリタニズムを批判の対象にしている⁷¹⁾。兎住は、コスモポリタニズムを「世界主義、四海同胞主義」と定義し、グローバル教育はコスモポリタニズムではないと主張する⁷²⁾。佐藤は、抽象化・理想化された実態のない「コスモポリタン」を批判する⁷³⁾。国際理解教育が反コスモポリタニズムである必然性がないにもかかわらずコスモポリタニズムに理解を示さず、そして世界市民教育がグローバル教育と連携できるにもかかわらずその可能性が否定されている。

(3) グローバル教育と世界市民教育

オードリー・オスラーとケリー・ヴィンセントは、グローバル教育を「コスモポリタン・シティズンシップのための教育」として捉え、グローバル教育は「平和、人権、民主主義、そして発展に必然的に取り組まなければならない」⁷⁴⁾と述べる。オスラーらによると、グローバル教育の

目的とは、「民主主義、発展、そして人権を実現できる価値、態度、そして行動を促進することによって、平和のグローバル文化を構築すること」である。グローバル教育は、相互依存的な世界においてともに生活するために若者と大人を訓練する戦略、政策、そして計画を含む。それは、協力、非暴力、人権の尊重と文化的多様性、民主主義と寛容という原理に基づく。それは、批判的思考と責任ある参加を奨励する人権と社会正義に基づいた教育的アプローチによって特徴づけられている。学習者は、ローカル、地域、そして世界大の問題の間につながりをつくりそして不平等に取り組むように奨励される⁷⁵⁾。

オスラーらのグローバル教育は、ポストナショナリズムの教育が、身近な文化的多元主義に焦点を当て、その補完として地球市民の育成をはかるために「グローバル・イシュー」を学ぶのとは異なり、平和、人権、民主主義、そして発展をそれぞれローカル、地域、そしてグローバルな問題として学ぶ。このグローバル教育は、これら問題をリアリティを欠く「グローバル・イシュー」とは見ず、身近な普遍的な問題と捉えている。グローバル教育は、その人物像を、地球市民ではなく、コスモポリタン市民としているのは正鵠を得たものである。ただし、それが、世界市民教育に不可欠な物語的想像力についての強調がない点に問題がある。

VI おわりに

国際関係論の教育は、高等教育機関で行なわれ、国際理解教育やグローバル教育は、初等中等教育機関において行なわれている。いわゆる国際問題やグローバルな問題は、初等教育から高等教育に至るまで教育されるべきであるにもかかわらず、両者をつなぐ作業が活発に行われているわけではない。特に、日本では、初等中等教育における国際理解教育は、異文化理解や英語学習とほぼ同義であり、高等教育では内容を含め国際関係論をいかに教えるかに関する教育的研究は低調である。国際関係論教育という分野が確立していないのである。国際関係論を教育するときに、学派によってまったく異なる教育内容になる。高等教育機関で行なわれる講義で、そうした学派の諸理論の説明を行っても、初等中等教育では難しいだろう。

しかし、世界市民教育という観点から見れば、国際関係論と、国際理解教育やグローバル教育との共通性がある。すなわち、それは人間性の涵養である。人間性の涵養のためには、国際関係論も、国際理解教育もグローバル教育も再構築される必要がある。国際関係論といっても、大学での専門レベルではなく、リベラル教育レベルのことを指している。専門レベルでも、カントのコスモポリタニズムの観点からは、戦争と平和の問題、コスモポリタン秩序、そして世界市民教育ということを国際関係論において一貫して教育できる。さらにそれらを初等中等教育のそれぞれのレベルに応用させることも可能であろう。

注

- 1) Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939: An Introduction to the Study of International Relations*, Second Edition (New York: Harper & Row, Publishers, 1964), p.2. [井上茂訳『危機の二十年』岩波書店、1952年、3 ページ。]
- 2) Mark Neufeld, "The Pedagogical Is Political: The 'Why,' the 'What' and the 'How' in the Teaching of World Politics," in Lev S. Gonick and Edward Weisband, eds., *Teaching of World Politics: Contending Pedagogies for a New World Order* (Boulder: Westview Press, 1992), pp.84-86.
- 3) K. J. Holsti, *The Dividing Discipline: Hegemony and Diversity in International Theory* (Boston: Allen & Unwin, 1985), p.41.
- 4) 世界市民シティズンシップを地球市民シティズンシップに転換させる必要を説いている文献として、Darren J. O'Byrne, *The Dimensions of Global Citizenship: Political Identity Beyond the Nation-State* (London: Frank Cass, 2003) を参照。
- 5) Martha C. Nussbaum, *Cultivating Humanity: A Classical Defense of Reform in Liberal Education* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1997), p.8.
- 6) Andrew Hurrell, "Kant and Kantian Paradigm in International Relations," *Review of International Studies*, Vol.16, No.3 (1990), pp.183-205.
- 7) カントは、次のように、永遠平和のための三つの確定条項を提示する。第一確定条項「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない。」第二確定条項「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである。」第三確定条項「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない。」カント、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波書店、1985年、26～53ページ。
- 8) Martin Wight, *International Theory: The Three Traditions*, Edited by Gabriele Wight and Brian Porter (Leicester: Leicester University Press, 1991); Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics* (London: Macmillan Publishers, 1977). [臼杵英一訳『国際社会論—アナーキカル・ソサエティ—』岩波書店、2000年。] 菅波英美「英国における国際社会論の展開」『国際法外交雑誌』第78巻、第5号、1979年、47～77ページ。
- 9) Richard Little, "International System, International Society and World Society: A Re-evaluation of the English School," B. A. Roberson, ed., *International Society and the Development of International Relations* (London: Macmillan Publishers, 1998), pp.59-79.
- 10) Barry Buzan, *From International to World Society?: English School Theory and the*

- Social Structure of Globalisation* (Cambridge:Cambridge University Press, 2004), pp.7-8.
- 11) *Ibid.*, pp.6-10.
 - 12) Hedley Bull, *The Anarchical Society*, p.26. [訳、34ページ。]
 - 13) Martin Wight, "An Anatomy of International Thought," *Review of International Studies*, Vol.13, No. 3 (1987), pp.223-224.
 - 14) *Ibid.*, p.224.
 - 15) *Ibid.*, pp.225-226.
 - 16) *Ibid.*, p.226.
 - 17) Martin Wight, *International Theory*, pp.40-48.
 - 18) Bruce Russett, *Grasping the Democratic Peace:Principles for a Post-Cold War* (Princeton :Princeton University Press, 1993), p.16. [鴨武彦訳『パクス・デモクラティア—冷戦後世界への原理—』東京大学出版会、1996年、25ページ。]
 - 19) Michael Doyle, "Michael Doyle on Democratic Peace-Again," in Michael E. Brown, Sean M. Lynn-Jones and Steven E. Miller, eds., *Debating the Democratic Peace* (Cambridge, Massachusetts:MIT Press, 1996), pp.366-367.ドイルによるカントに即した詳しい説明は、Michael Doyle, "Kant, Liberal Legacies, and Foreign Affairs," *Philosophy & Public Affairs*, Vol.12, No. 3 (Summer 1983), pp.225-232.を参照。
 - 20) Michael Doyle, "Kant, Liberal Legacies, and Foreign Affairs, Part 2," *Philosophy & Public Affairs*, Vol.12, No. 4 (Autumn 1983), p.349.
 - 21) Michael Doyle, "Reflections on Democratic Peace and Its Critics," in Michael E. Brown, et al. eds., *Debating the Democratic Peace*, p.358.
 - 22) Michael Doyle, "Kant, Liberal Legacies, and Foreign Affairs, Part 2," pp.325-326.
 - 23) *Ibid.*, p.326.
 - 24) *Ibid.*
 - 25) *Ibid.*, pp.326-337.
 - 26) 宇都宮芳明「カントの平和の哲学」『北海道大學文學部紀要』第36巻第1号、1987年、84ページ。
 - 27) 寺田俊郎「カントのコスモポリタニズム—世界市民とは誰か—」『情況第三期』第5巻、2004年、179～184ページ。
 - 28) カント、樽井正義、池尾恭一訳『カント全集11—人倫の形而上学—』岩波書店、2002年、49ページ。
 - 29) カント、渋谷治美訳『カント全集15—人間学—』岩波書店、2003年、28ページ。
 - 30) カント、篠田英雄訳「啓蒙とは何か」『啓蒙とは何か』岩波書店、1974年、10～11ページ。

寺田俊郎「カントのコスモポリタニズム」、182～184ページ。

- 31) 寺田俊郎「カントのコスモポリタニズム」、184ページ。
- 32) Martha C. Nussbaum, "Kant and Cosmopolitanism," in James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann, eds., *Perpetual Peace: Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal* (Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 1997), p.36. [田辺俊明訳「カントと世界市民主義」『カントと永遠平和—世界市民という理念について—』未来社、2006年、51～52ページ。]
- 33) Jürgen Habermas, "Kant's Idea of Perpetual Peace, With the Benefit of Two Hundred Years' Hindsight," in James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann, eds., *Perpetual Peace*, pp.114-119. [高野昌行訳「カントの永遠平和の理念—200年という歴史を経た地点から—」『他者の受容—多文化化社会の政治理論に関する研究—』法政大学出版会、2004年、191～196ページ。]
- 34) *Ibid.*, pp.114-119. [訳、191～196ページ。]
- 35) *Ibid.*, p.119. [訳、196～197ページ。]
- 36) *Ibid.*, pp.119-121. [訳、197～199ページ。]
- 37) *Ibid.*, pp.121-123. [訳、199～201ページ。]
- 38) *Ibid.*, pp.123-125. [訳、201～203ページ。]
- 39) *Ibid.*, pp.125-126. [訳、203～204ページ。]
- 40) *Ibid.*, p.127. [訳、205ページ。]
- 41) *Ibid.*, pp.127-128. [訳、205～207ページ。]
- 42) *Ibid.*, pp.128-130. [訳、207～209ページ。]
- 43) *Ibid.*, pp.130-132. [訳、209～211ページ。] ハーバーマスが依拠するクーパーの論文は、R. Cooper, "Gibt es eine neue Welt-Ordnung?," *Europe—Archive*, 18, 1993, pp.509-516.である。
- 44) Jürgen Habermas, "Kant's Idea of Perpetual Peace," pp.132-133. [訳、212ページ。]
- 45) *Ibid.*, p.115 and p.133. [訳、192ページと212ページ。]
- 46) Matthias Lutz-Bachmann, "Kant's Idea of Peace and the Philosophical Conception of a World Republic," in James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann, eds., *Perpetual Peace*, p.69. [船場保之訳「カントの平和理念と世界共和国の法哲学的構想」『カントと永遠平和』、96ページ。]
- 47) Daniele Archibugi and David Held, "Editors' Introduction," in Daniele Archibugi and David Held, eds., *Cosmopolitan Democracy: An Agenda for a New World Order* (Cambridge: Polity Press, 1995), p.14.
- 48) James Bohman, "The Public Spheres of the World Citizen," in James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann, eds., *Perpetual Peace*, p.181. [田辺俊明訳「世界市民の公共圏」

- 『カントと永遠平和』、166～167ページ。]
- 49) Mary Kaldor, *New & Old Wars: Organized Violence in a Global Era* (Cambridge: Polity Press, 1999), pp.112-137. [山本武彦、渡辺正樹訳『新戦争論』岩波書店、2003年、187～227ページ。]
- 50) James Bohman, "The Public Spheres of the World Citizen," p.180. [訳、165～166ページ。]
- 51) Hedley Bull, *The Anarchical Society*, pp.184-189. [訳、225～230ページ。]
- 52) *Ibid.*, pp.252-253. [訳、315～316ページ。]
- 53) カント『永遠平和のために』、20～21ページ。
- 54) Martha C. Nussbaum, *Cultivating Humanity*, p.8.
- 55) *Ibid.*, pp.9-10.
- 56) *Ibid.*, pp.10-11.
- 57) *Ibid.*, pp.58-59. カントは、「教育計画の構想は世界市民主義的に立てられなければならない」と述べている。カント『カント全集17—論理学・教育学—』岩波書店、2001年、228ページ。
- 58) Martha C. Nussbaum, *Cultivating Humanity*, pp.59-60; Martha C. Nussbaum, "Patriotism and Cosmopolitanism," in Joshua Cohen, ed., *For Love for Country?* (Boston: Beacon Press, 1996), p.8. [辰巳伸知、能川元一訳「愛国主義とコスモポリタニズム」『国を愛するということ—愛国主義の限界をめぐる論争—』人文書房、2000年、26～28ページ。]
- 59) Martha C. Nussbaum, *Cultivating Humanity*, p.61
- 60) *Ibid.*, p.62.
- 61) *Ibid.*, p.85.
- 62) 永井滋郎『国際理解教育—地球的な協力のために—』第一学習社、1989年、16ページ。
- 63) 同上書、17ページ。
- 64) 同上書、13ページ。
- 65) 同上書、15ページ。
- 66) 大津和子『国際理解教育—地球市民を育てる授業と構想—』国土社、1992年、196～198ページ。
- 67) 奥住忠久『グローバル教育の新地平—「グローバル社会」から「グローバル市民社会」へ—』黎明書房、2003年、56ページ。
- 68) 宇田川晴義「新しい教育のパラダイムを求めて」宇田川晴義監修『地球市民への入門講座—グローバル教育の可能性—』三修社、2001年、22ページ。
- 69) 佐藤郡衛『国際理解教育—多文化共生社会の学校づくり—』明石書店、2001年、30～35ページ。
- 70) 同上書、35～39ページ。

- 71) 永井滋郎『国際理解教育』、15ページ。
- 72) 奥住忠久『グローバル教育の新地平』、33ページ。
- 73) 佐藤郡衛『国際理解教育』、31ページ。
- 74) Audrey Olster and Kerry Vincent, *Citizenship and the Challenge of Global Education* (London: Trentham Books, 2002), p.32.
- 75) *Ibid.*, p.2.

[付記] 本研究は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基礎研究(c)）並びに宮崎学術振興財団振興財団助成金の援助を得た。